

議案第 88 号

火災予防条例の一部改正について

火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

消防法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、建築物の主要構造部に係る防火規制を変更するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例(昭和48年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(消火器具に関する基準)</p> <p>第41条 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(3)項から(6)項まで(9)項又は(12)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供する部分を有するもので、<u>延面積</u> 150平方メートル以上のものには、消火器具を設けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令別表第1(1)項ロ、(4)項、(5)項、(6)項イ④、ハ及びニ、(9)項並びに(12)項から<u>(14)項に</u>掲げる防火対象物(<u>主要構造部</u> _____を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号3イ _____若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で<u>延面積</u>が100平方メートル以上の当該対象物には消火器を設けなければならない。</p>	<p>(消火器具に関する基準)</p> <p>第41条 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(3)項から(6)項まで(9)項又は(12)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供する部分を有するもので、<u>延べ面積が</u>150平方メートル以上のものには、消火器具を設けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令別表第1(1)項ロ、(4)項、(5)項、(6)項イ④、ハ及びニ、(9)項並びに(12)項から<u>(14)項までに</u>掲げる防火対象物(<u>特定主要構造部(建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。)</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号<u>の3イ</u>若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で<u>延べ面積</u>が100平方メートル以上の当該対象物には消火器を設けなければならない。</p>

4・5 (略)

(屋内消火栓設備に関する基準)

第43条 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延面積が主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料とした防火対象物にあっては3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては、2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては、1,000平方メートル以上のものには、屋内消火栓設備を設けなければならない。

2 (略)

(自動火災報知設備に関する基準)

第45条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(新設)

(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建基法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(1)項から(4)項まで、(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階

4・5 (略)

(屋内消火栓設備に関する基準)

第43条 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料とした防火対象物にあっては3,000平方メートル以上、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のものには、屋内消火栓設備を設けなければならない。

2 (略)

(自動火災報知設備に関する基準)

第45条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)で、延べ面積が200平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物(特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)のうち、2階以上の階を同表(5)項口

を同表(5)項に掲げる用途に供するもので、**延面積**が300平方メートル以上のもの

(2) **令別表第1(16)項**に掲げる防火対象物で、**延面積**が1,000平方メートル以上のもの

2・3 (略)

(誘導灯に関する基準)

第48条 令別表第1(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物で、**延面積**が300平方メートル以上のもの(日の出から日没までの間にのみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。)には、避難口誘導灯を設けなければならない。

2 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物で**延面積**300平方メートル以上のもの(日の出から日没までの間にのみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。)には、通路誘導灯を設けなければならない。

3・4 (略)

_____に掲げる用途に供するもので、**延べ面積**が300平方メートル以上のもの

(3) **令別表第1(16)項口**に掲げる防火対象物で、**延べ面積**が1,000平方メートル以上のもの

2・3 (略)

(誘導灯に関する基準)

第48条 令別表第1(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物で、**延べ面積**が300平方メートル以上のもの(日の出から日没までの間にのみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。)には、避難口誘導灯を設けなければならない。

2 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物で**延べ面積**300平方メートル以上のもの(日の出から日没までの間にのみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。)には、通路誘導灯を設けなければならない。

3・4 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。